

# 「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度実施要綱

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** この要綱は、県内の飲食店事業者が取り組む新型コロナウイルス感染防止対策について、県が認証する制度を設けることにより、飲食店における感染防止対策を促し、もって県内外の人々が安心して飲食店を利用できることを目的とする。

(対象)

**第2条** 認証制度の対象施設は、県内で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者（次の各号に掲げる要件をすべて満たす者に限る。以下「対象事業者」という。）が営む施設（県内で客席を設けて飲食させる施設に限る。以下「対象施設」という。）とする。

(1) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(基準)

**第3条** 知事は、対象事業者が、対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の認証基準を改訂するものとする。

3 知事は（その委託を受けた者を含む。）、前項により認証基準を改定したときは、改定後の認証基準を、第5条第3項の認証事業者に周知するものとする。

## 第2章 認証等

(申請)

**第4条** 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において取り組む感染防止対策を認証基準に沿って定め、書面又は電磁的方法により、知事に申請するものとする。

(認証等)

**第5条** 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、対象施設が認証基準に適合しているか確認するものとする。

2 知事は、前項の申請が、認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設について、その旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証マークを交付するものとする。

4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

5 認証事業者は、認証基準が改定されたときは、遅滞なく、第2項により認証された対象施設（以下「認証施設」という。）ごとに、認証に係る感染防止対策を改定後の認証基準に沿って見直すこと。

(認証マークの利用)

**第6条** 認証事業者は、認証施設において、認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることという。以下同じ。）するとともに、広告等において「島根県新型コロナ対策認証店」の名称を使用することができるものとする。

2 認定事業者は、その責めに帰することができない事由により認証マークを汚損、破損し、又は亡失したときは、書面又は電磁的方法により、知事に認証マークの再交付を申請することができる。

(調査等)

**第7条** 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況等を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(身分証明)

**第8条** 第5条第1項に規定する実地調査及び前条に規定する調査を行う職員等は、顔写真、氏名が明記された身分を示すもの（県職員においては職員証）及び「島根県新型コロナウイルス対策認証店」認証制度調査員カードを携帯し、関係者の求めに応じて提示するものとする。

(認証事業者の責務)

**第9条** 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 第7条の調査等に協力すること。

(変更の報告)

**第10条** 認証事業者は、認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面又は電磁的方法により、知事に報告するものとする。

(認証の辞退)

**第11条** 認証事業者は、第2条で定める対象の要件又は第3条で定める認証基準を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面又は電磁的方法により、知事に認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「島根県新型コロナウイルス対策認証店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

**第12条** 知事は、認定事業者が、第2条で定める対象の要件を満たさなくなったことを確認したときは、認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、認証施設が、第3条で定める認証基準を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して、状況の改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。
- 3 知事は、認証施設において、新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生し、その原因が、対象事業者が認証に係る感染防止対策を適切に実施していなかったことが明らかとなったときは、認証を取り消すことができるものとする。
- 4 知事は、前3項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

- 5 第1項から第3項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「島根県新型コロナウイルス対策認証店」の名称の使用をやめなければならない。

### 第3章 まん延の防止に関する措置との関係

- 第13条 知事は、第2章の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を勘案し、認証の申請の受付を停止することができる。

### 第4章 雑 則

(免責)

- 第14条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者若しくは認証事業者又は対象施設若しくは認証施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

(制度の終了等)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。